

篠山市立西紀運動公園の指定管理候補者の選定について

篠山市立西紀運動公園の指定管理候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき篠山市議会での議決を得て、教育委員会が指定する予定です。

記

1. 選定された指定管理候補者

指定管理候補者名：株式会社エヌ・エス・アイ

所在地：大阪府大阪市北区梅田一丁目 11 番 4-2100 号

代表者名：代表取締役 近藤 雅彦

2. 指定管理期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3. 指定管理料

19,000,000 円（年間）

4. 篠山市立西紀運動公園指定管理者選定委員会での指定管理候補者の選定

(1) 篠山市立西紀運動公園指定管理者募集要項に基づき申請のあった 6 社の事業計画について、篠山市立西紀運動公園指定管理者選定委員会(篠山市立西紀運動公園指定管理者選定委員会設置要綱(平成 24 年 12 月 10 日教委告示第 11 号))において審査を行った。

審査にあたっては、申請者から提出のあった応募書類をもとに、申請者(6 社)から個別面接によるヒアリング調査を行い、事業計画の詳細や法人の概要等について聴取し、また、必要に応じて追加資料の提出を求めた。そして、事業計画が適正かつ確実に実施されるか、また、申請者が施設の運営管理を行うにあたり、財務的、技術的能力を有するか、さらには篠山再生計画(行財政改革編)に掲げる「経費のかからない運営方法」の趣旨に合う提案であるか等について、総合的な見地から審査を行った。

(2) 選定委員会委員

職名等	氏名	備考
要綱第 3 条第 1 項委員(副市長)	平野 斉	委員長
要綱第 3 条第 1 項委員(教育長)	前川 修哉	副委員長
要綱第 3 条第 1 項委員(政策部長)	上田 英樹	
要綱第 3 条第 1 項委員(総務部長)	植村 富明	
要綱第 3 条第 2 項委員	中川 政和	一級建築士(篠山再生計画推進)
要綱第 3 条第 2 項委員	松本 幸一	納税協会専務理事(経営判断)
要綱第 3 条第 2 項委員	辻奥 沙織	教諭(パラリンピック水泳コーチ)
要綱第 3 条第 2 項委員	畑 俊三	友の会代表

[篠山市立西紀運動公園指定管理者選定委員会設置要綱(平成 24 年 12 月 10 日教委告示第 11 号)による]

(3) 選定委員会の開催状況

会議名	開催日	内 容
第 1 回選定委員会	平成 24 年 12 月 27 日	・ 委嘱状の交付 ・ 提案内容の確認 ・ 審査方法の確認
第 2 回選定委員会	平成 25 年 1 月 15 日	・ 申請者 (6 社) に対するヒアリング調査 ・ 審査集計、意見交換
第 3 回選定委員会	平成 25 年 1 月 24 日	・ 総括審査 ・ 指定管理候補者の決定

(4) 申請者

	法人の名称	所在地	代 表 者	指定管理料	指定管理の期間
1	株式会社エヌ・エス・アイ	大阪市北区	代表取締役 近 藤 雅 彦	毎年度 1,900 万円	5 年間
2	篠山ウエルネス共同事業体	大阪市西区	代表者 薄 井 修 司	25 年度 3,500 万円 26 年度 3,200 万円 27 年度 3,000 万円 28 年度 2,950 万円 29 年度 2,800 万円 30 年度 2,700 万円 31 年度 2,700 万円 32 年度 2,600 万円 33 年度 2,600 万円 34 年度 2,600 万円	10 年間
3	株式会社アクアティック	大阪市福島区	代表取締役 泉 本 憲 人	毎年度 1,800 万円	10 年間
4	ホープ&マックススポーツ共同事業体	姫路市	株式会社ホープ代表取締役 山口 功	25 年度 2,800 万円 26 年度 2,700 万円 27 年度 2,600 万円 28 年度 2,600 万円	4 年間
5	シンコースポーツ株式会社大阪支店	大阪市西区	大阪支店長 津 花 師 栄	25 年度 3,230 万円 26 年度 3,130 万円 27 年度 3,040 万円 28 年度 3,020 万円 29 年度 3,020 万円	5 年間
6	株式会社オーエンス	東京都中央区	代表取締役 大 木 一 雄	毎年度 2,280 万円	10 年間

募集の根拠 篠山市立西紀運動公園指定管理者募集要項 (平成 24 年 11 月)
 募集期間 平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 12 月 14 日まで
 現地説明会 平成 24 年 11 月 15 日 (参加者: 26 法人 申込 27 社)

5. 選定理由

申請者の管理運営能力

応募のあった6社は、応募資格及び条件を満たしており、且つ西紀運動公園募集要項及び業務実施基準に示す内容を遵守した提案内容であった。また、6社は、プールの管理運営に関する事業実績を有しているとともに、経営状況も良好であるため、6社すべてを西紀運動公園の指定管理者としての管理運営能力を有していると認めた。

選定経過

篠山再生計画(行財政改革編)では、西紀運動公園については、「経費のかからない運営方法」を検討すると位置づけられている。

今回、応募のあった6社が市に求める年間の指定管理料は、上記の表の通りだが、審査を進めるにあたり、指定管理料の金額のみに固執することなく、選定基準に基づき、評価項目11項目により、提案内容を評価し、株式会社エヌ・エス・アイのほか上位2社(A社、B社)の計3社に絞った。

この3社について、まず、年間の営業時間と指定管理料について着目し、1時間あたりの指定管理料の額を算出した。株式会社エヌ・エス・アイは、年間営業時間3,683時間、指定管理料を時間単価で表すと5,158円、A社は3,570時間で5,042円、B社は2,422時間で9,413円となった。このことから、B社は他の2社に比べ、倍近くの時間単価、日に換算すると約2ヶ月も営業時間が短くなるなどのマイナス要因が出た。年額プール利用券の販売や、指定管理施設の運営実績、会社の経営状態が非常に良好であるとのプラス要因はあったが、上記マイナス要因などを主な理由として候補者から外すこととした。

残る2社については、甲乙付けがたい内容であるが、エヌ・エス・アイの方が、近隣のプールやグラウンドの施設状況を把握しており、その内容を参考に事業実施の計画をしている、子ども対象のスイミングスクールの料金が安価である(例:月会費エヌ・エス・アイ4,500円、A社は5,500円)、自己資本比率の良好さ、近隣施設の実績、などが優れていると判断した。

株式会社エヌ・エス・アイの提案

株式会社エヌ・エス・アイの事業計画では、利用しやすい施設となるよう、様々な工夫をしている。休館日については、週1回の定休日を設けているが、利用者が多い夏季休業期間中は休館しないなど、サービスの向上に努めている。開館時間については、9時から開館するなど、最長で12時間営業を実現している。料金体系については、これまでの料金を踏襲することを基本としながら、温水プールでは団体料金を、芝グラウンドでは半面利用料金を設定するなど、より低価格で利用できるよう配慮している。また、芝グラウンドの芝管理については、半面利用を行うことで芝の養生を適正に行えるように配慮している。施設の年間利用者見込みについては、60,840人と見込んでおり、平成23年度実績を約16,500人上回る計算としているが、エヌ・エス・アイが自信を持つスイミングスクール等の自主事業による増員を考えている。また、プールの水質管理についても他施設で水質を改善し透明度を上げた実績を有しており、利用者が満足する水質を提供することでリピーターを確保する計画である。自主事業については、幼児から成人を対象としたスイミングスクールのほか、春休み、

夏休み及び冬休みを活用した短期集中型の水泳教室など、実現性の高い事業が計画されている。人員配置については、20年以上の経験を有する総責任者、10年以上の経験年数を有する副責任者を配置するほか、指導担当、グラウンド担当、受付担当及び営繕担当を配置し、総勢20～25人でシフトを組んで運営する計画である。また、ボランティアの協力も得ながら適正な管理運営を進めていく考えである。ネーミングライツの活用については、既に大手企業との調整が進んでいるようである。利用者の送迎バスについては、レトロ風のマイクロバスを配備し、利用者の交通手段の確保に努めている。

以上のことから、今回提案された事業計画から、地域に密着した施設づくり、市民の健康増進を行う上で、自社のノウハウを活用しながら、適正な施設運営を行っていきたいという熱意と意欲、努力が充分うかがえる提案であった。

よって、委員の全員一致の判断として株式会社エヌ・エス・アイを指定管理候補者として選定した。